

新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続について

指定医療機関について

- 「児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「法」といいます。）が成立し、平成27年1月1日から、新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されています。
- 新制度では、知事等の指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が助成を受けることができます。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、所在地が奈良県の医療機関は奈良県知事（所在地が奈良市の医療機関は奈良市長となります。）への申請が必要となります。

指定医療機関の要件・責務

【要件】（法第19条の9）

- 以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- 法第19条の9第2項で定める欠格事項（申請書裏面参照）に該当していないこと。

【責務】（法第19条の11・第19条の12・第19条の13）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療の実施に関し、知事等の指導を受けなければならない。

指定医療機関の申請手続等

【申請手続】

別添「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」を下記提出先に提出してください。
（郵送可）

申請書様式は奈良県等のホームページに掲載しています。

奈良県) <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=37500>

奈良市) <http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1160983541646/index.html>

【提出及び問合せ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部医療政策局

健康推進課 母子・保健対策係 電話：0742-27-8661

〒630-8122 奈良市三条本町13番1号

奈良市保健所

保健予防課 医療給付係 電話：0742-93-8397

【留意事項】

- 指定後、奈良県等から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定を行った医療機関等の名称・所在地等は、上記の奈良県等のホームページで公示します。
- 指定の有効期間は6年間です。